会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号に定める事後備置書類 (吸収分割会社及び吸収分割承継会社の事後開示書類)

2024年5月8日

(吸収分割承継会社) 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 日本製鉄株式会社 代表取締役社長 今井 正

(吸収分割会社) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 日鉄物産株式会社 代表取締役社長 中村 真一

日本製鉄株式会社(以下「日本製鉄」といいます。)及び日鉄物産株式会社(以下「日鉄物産」といいます。)は、両社の間で締結した2024年3月27日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、日鉄物産の社債に係る債務(これに関連する契約その他の権利義務を含む。)及び当該社債の時価に相当する金銭その他の財産を日本製鉄に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、 下記のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2024年5月8日

- 2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、 第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、同法第784条の2 但書により、同条に基づく手続の適用はございません。
 - (2) 本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、同法第785条に 基づく手続の適用はございません。
 - (3) 日鉄物産は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権買取請求の対象となる 新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、同法第787条の規定に基 づく手続の適用はございません。
 - (4) 日鉄物産は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2024年3月28日付けで官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第797条 及び第799条の規定による手続の経過

- (1) 本件分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、同法第796条の2 但書により、同条に基づく手続の適用はございません。
- (2) 日本製鉄は、会社法第797条第3項及び第4項に基づき、2024年3月28日付けで公告を 行いました。本件分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当し、かつ同法 第797条第1項但書括弧内に規定するいずれの場合にも該当しませんでした。
- (3) 日本製鉄は、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2024年3月28日付けで官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

日本製鉄は、効力発生日である2024年5月8日をもって、本件分割により、日鉄物産から、同社の社債に係る債務(これに関連する契約その他の権利義務を含む。)及び当該社債の時価に相当する金銭その他の財産を承継いたしました。日本製鉄が日鉄物産から承継した資産及び負債の概算額は以下のとおりです。

承継資産の額:550億72百万円 承継負債の額:550億72百万円

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日

2024年5月8日 (予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

本件分割は、日本製鉄が日鉄物産から承継した資産と負債が同額であり、承継する権利義務が等価値であることから、本件契約に定めるとおり、日本製鉄は日鉄物産に対し承継の対価を交付しておりません。上記のほか、本件分割に関する重要な事項はありません。